

# 「図書の管理」について

酒 井 為 久

## 1 はじめに

今回、「図書の管理」について、3時間で講述する機会を与えられた。

その講義内容を立案するにあたって、最初に考えたことは、次の3項目である。

第1に、この好機を生かして、永年にわたる、私と名古屋大学教育学部附属中・高等学校図書館との関わりを省察してみることである。これまでの私の学校図書館教育活動にも、いくらかの意義が見出せる筈であり、そこを出発点としない限り、説得力のある「図書の管理」論になっていかないように思われる。

第2に、本校図書館の置かれている現在の状況を、一つの事例として徹底究明することである。そのねらいは、学校図書館の今日的諸問題や本校図書館の特殊な諸条件を明確にしていくことであり、そのことをそのまま、多様で多様な図書館活動を測定しうる指標として活用したいと考える。そして、そうすることが図書館活動の中枢に位置する「図書の管理」について、標準的な理解が得られやすい方法だと思われる。

第3に、「図書の管理」の問題は、直接には、図書館活動に従事する人達の、業務内容や心構えの基礎部分をなす、重要な問題である。が、その示唆するところには、図書を利用し活用する現代人が再確認しておきたい事柄が、各種含まれているように思われる。  
(注1)

## 2 本校図書館の沿革

「学校図書館法」が成立したのは、昭和28年8月である。

その一年前、私が高校3年生であった夏休みに、その頃、東三河地方で唯一の公共図書館であった「豊橋図書館」を利用したことがある。戦後の混乱から立ち直り始めてはいたが、まだテレビなど全く普及していなかった時代である。

駅まで歩き、電車に乗り、約1時間かけて着いた吉田城跡の、重々しくて暗い雰囲気のある図書館の中で、目録を繰って、館内閲覧のための一冊を、やっとの思いで借り出した。現在、国語教師である私が、活字文化に依存する気持ちを持ち始めた頃であったが、本は貴

重品で、簡単に手にすることができない世相であった。

その日は、台風の前ぶれのような蒸し暑い日であった。小半日、普通では利用しにくい厳めしい感じの閲覧室で、本に目を通し、本を返却し家へと帰った。その折の印象を、次の短歌にしてまとめた。

図書館に 人少くて かたわらの  
櫛は風に 強くあふるる

この短歌は、昭和27年9月14日の、土屋文明選「中日地方歌壇」に入選できたが、今日の図書館事情と比較してみると、今昔の感に堪えない、はるかな思い出である。

名古屋大学教育学部附属中・高等学校図書館が図書館としての活動を始めたのは、丁度、その頃のことである。

現行の本校「図書館案内」の中の沿革には、

昭・23 豊川市牛久保町奥代田の校舎に図書室創設。

昭・29 名古屋市東区東芳野町の第一師範学校旧校舎に移転。普通教室3室分を図書館として使用。

と書かれている。

昭和22年5月に開校した本校が、豊川市における学校草創の時期からすでに図書室を設け、教育活動の援助をしてきた様子は、「創立十年誌」に記録されている。その推進には、私の恩師畑実先生等が当たっていた。学校が名古屋市東区に移転した時点において、古い教室を転用した図書館の誕生をみた。

昭和29年からの本校図書館育成の時期は、私の先輩同僚加藤貞夫先生等が尽力されて、

昭29～38 東海三県学校図書館コンクールに参加。

昭31～38 優良賞・第二位賞・優秀賞・特別賞を受賞。

している。「創立二十年誌」によると、

戦後の学校図書館の発展は、目ざましいものがあったが、またそれはごく初歩的な手順までふくめて、何をどのようにしたらよいかという一つの混乱期もあった。

この混乱期を打開する一方策として、学校図書館

コンクールに参加した。

これには、図書館活動の自己評価報告書なるものを提出しなければならない。そこにあげられた多様な項目から新しい学校図書館として実に多様な活動が要求されていることを初めて知ったわれわれはかつ驚き、かつは悲観したものである。しかし、今にして思えば、あの自己評価作成の機がなかったなら本校の図書館の基礎造りのテンポは、はるかにおそくなったに違いない。

と、加藤貞夫先生は書かれている。

さらに、本校「図書館案内」の中の沿革によれば、  
昭・39 現在の校舎（千種区不老町）に移転し、  
高校棟4階に図書館設置。

昭・42・4・27 現在の図書館完成、図書館開き。  
とあって、本校図書館が新生した。この新図書館にはそれまでの成果が蓄積され、その水準が維持されているが、その役割りの中心には司書の中山滋子事務官等がいて、この時点から本校の図書館は、活用期を迎えたと言いうる。

### 3. 読書感想文コンクール

私が、本校図書館活動に直接的意図的に関与し始めたのは、この時期からであり、国語科学習指導の中の読書感想文指導が切っ掛けとなった。

昭和47年度に国語の授業を担当していた、中学2年生の夏休み宿題「読書感想文」を読んでいた時、その中の1編の作品が、自分を伸ばすことができる本を考え深く読んだ内容で、書いてある文章が量質ともに充実し、その感想文を読んだ人が感動しその本を読みたくくなるようなものであると感じた。これだと思った。こういう読書感想文は、多くの生徒に読んでもらい、多くの人にその価値を味わってほしいと思った。

ファラデー「ローソクの科学」を読んで、中学2年久岡孝子さんの読書感想文が、それであり、

昭・48・2・3 第18回読書感想文全国コンクールで全国学校図書館協議会長賞を受賞。

できた感激が、原動力であった。

すぐに、「読書クラブ」活動を開始し、読書活動の振興をはかった。この間の様子を、「孤独な個人行為をどう導くか（読書クラブ）」と題してまとめたものが「学校図書館No.284」昭和49年6月号に掲載された。

その後、読書クラブ誌「読書感想文 五年間の入賞記録」52年3月までに、

愛知県コンクール最優秀	3編
優秀	5編
優良	7編

が入賞できた。次いで石川達三「生きるための自由」を読んで、高校1年平山知佐子さんの読書感想文が、

昭・52・2・5 第22回読書感想文全国コンクールで全国学校図書館協議会長賞を受賞。

できたのである。

名古屋大学教育学部附属中・高等学校紀要 第23集に、私が「読書感想文指導からみた国語科教育の二三の問題」を執筆し、その中で、次のように述べたのはその頃のことである。

我校の読書感想文指導を一言で言い表すならば、コンクール応募型であると言うことができ、コンクール応募作品選定段階での特定教官の指導が、教科教育や図書館活動および家庭教育における読書と感想文教育を総合し集約しうるかどうかにかかっていると云う。

国語科の授業の充実が期されなければ、コンクール応募型の指導はそれだけが浮き上がってしまい、学校で取り組む意義が減ってくるわけだが、我校の場合は国語科教員五名全員が、勤務年数が長いという状況から、共通の理解が得られやすく国語科の授業とコンクール応募型の読書感想文指導との間に違和感を生じていないのは幸であると思う。

この後に、刊行したのは、次のものである。

昭58・7・14 図書館資料集1「読書感想文の入賞記録」

ここまでに、追加して入賞した読書感想文は、

愛知県コンクール最優秀	1編
優秀	2編
優良	9編

通算すれば、11年間の記録である。

受賞記念冊子を図書館資料集として刊行できたのは、本校図書館活用の時期に、最も顕著な活動内容として、読書感想文指導を位置付けると判断されたからである。国語科学習指導の基盤の上に、図書館行事としての価値が定着したのである。

この小冊子の「あとがき」に私が書いた文章の一部分を抜き出しておきたい。

コンクール形式は、結果として、優れたものを抽出することに急であるのが特徴です。そこから、多数の平均的な読書感想文が置き去りにされがちであるという批判が生じますが、本校の場合、自由参加ではなく宿題としての扱いをしています。その過程で、それぞれが考えながら本を読み、選び出した一冊について、二千字程度の感想文を書き上げるということに意義を見出しています。

文章の評価ということについては、点数表示を予想するのが普通ですし、朱筆を加える添削が有効であるのは当然です。校内コンクール行事として、そこまで徹底できないのが問題であるということもできますが、発想を換えて、ともかくもすべての生徒

諸君が向上心を持ってコンクールに参加し、提出された読書感想文を注意深く見守る多くの関係教員がいることに、教育的価値を認めたいと思っています。以上に述べてきた、読書感想文コンクールを切っ掛けとした取り組みが、私と本校図書館との関わりの第一段階である。

#### 4 学校図書館を支える環境

学校図書館活動の単なる一行事にすぎない読書感想文コンクールが、本校図書館の活用期を代表する事象となりえたのは、次のような理由による。

高桑康雄元校長先生が、ご専門の立場から本校図書館のこの時期の在り方をよりよく反映させて改訂された、本校図書館の基本方針は、

1. 中学・高校共通の図書館として、生徒の自主的な読書習慣を促すとともに、青年期にある生徒の発達段階を考慮に入れた読書指導を進めるため、全体的に調和のとれた図書選定、図書構成をはかる。
2. 生徒、教科の学習活動及び教科外の研究調査活動の中心的な場として、最大限に活用されるよう、各科各方面の資料を充実させる。
3. 生徒会図書委員会の活動の指導を通じて、生徒の自主的な利用活動を積極的に展開させる場とする。
4. 附属学校の特性にかんがみ、教育研究用の文献資料の充実につとめる。

であるが、この方針に沿った図書館の日常業務は、すでに円滑な軌道に乗っていたのである。

例えば、図書貸出し数が減少して図書当番生徒の仕事がなくなり、生徒会図書委員会の活動が渋滞するなどということがない時期であった。また、図書館の施設や設備、蔵書等についても、他校との比較等を行っても十分に充足感の持てる状態であった。

読書感想文についても、宿題として課す直前の動機付け、即、ことばによる直接的な指導の外に、先生と生徒の信頼感が有効に働く、かなり長期の動機付けが生きており、未提出者は一人もいなかった。よい教育環境が支えとなっていた。

文化的な活動が盛り上がる条件に恵まれていたわけである。

ところで、本校では、図書貸出し数が激減したり、宿題の読書感想文の未提出生徒が激増するという事態が、現実のものとなってきた。

そうした傾向が目立ち始めた頃から、私と本校図書館との関わりは、第二段階に入った。

本校図書館の見直しが必要になってきたわけで、沿革によれば、

昭・56・3・25 教官閲覧室内に移動式書架取り付け。

とある頃から、現在に至るまでの時期である。

#### 5 図書を消耗品扱いできるか

「学校図書館法」の第2条には、学校図書館の目的として、

図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること。

と規定されている。

この中の、「整理し、保存し」というところが、狭義の「図書の管理」に相当するが、それは「利用に供する」ためのものであり、前提条件として「収集する」ことがある。

「学校図書館法」成立後、約30年の昭和57年10月版の「図書館用語辞典」図書館問題研究会編、角川書店の序には、

従来、我が国の図書館学の研究は、目録法や分類法に主眼をおいた資料組織法の理論と技術に関する研究が中心であった。したがってその方面の用語に関しては、概念規定にせよ、共通理解にせよ、ほぼ一定の学問的整理がなされていたと見て差しつかえない。が、これに反し、公共図書館における奉仕活動面での用語に関しては、概念規定が不明確なため理解に不統一があり、共通の立場での論議を困難にしている事例がしばしば見受けられた。

更に近年、情報に関する分野での研究や実務の進展に伴い、その方面の用語も多く図書館の分野に持ち込まれるようになると、混迷の度はますます加わりつつあるというのが実情である。

と書かれており、「奉仕活動」を「利用に供する」と読み換えると、学校図書館の問題を論述していると理解できる。

本校図書館見直しの第1点は、この「利用に供する」ことがなくなっている、図書資料が50個ほどのダンボール箱で保存されていたものの扱いの問題である。

結果としては、高桑康雄元校長先生の配慮によって可動式書架を設置したこと、名古屋大学中央図書館の新築により、空きの出た名古屋大学旧古川図書館の書庫へ移送したことで一応の解決をみたわけだが、前者は昭和56年3月、後者は昭和58年8月のことであった。

その過程で、「利用に供する」ことがなくなっている図書の廃棄・払出しの可能性も検討されたが、本校図書館は、大学図書館の一分室の性格を持っているこ

「図書の管理」について

と、また、教育学部附属学校として教育指導研究資料の専門図書館であることも望ましい条件の一つであることから、利用に供さない図書を美的でない状態で保管する以外になかったのである。

ちなみに、本校の蔵書には、各科研究室に分置された教官研究用のものがあること、また、教育研究図書は教官閲覧室に配架されていること。そして、これらは別統計にしてあり、購入に際しても、図書費とは別枠の研究費を更定して使用する取り決めがある。

さて、資料として利用されなくなった図書がそのまま、資料としての価値がなくなるわけではないし、再び、資料としての生命をふき返すことも珍しいことではない。

特に、史料としての価値は、時間の流れとともに生じるものであり、そこから、「図書の管理」は保管や保存であるという考え方が有力になってくる。

学校図書館に限定してみると、その目的が、教育課程の展開や生徒の健全な教養の育成のために資料を供することであるから、利用に供されなくなった図書は、利用価値を失ったと判断して扱ってよいという考え方が出てくる。

学校図書館では、図書を有期限の消耗品として取り扱った方がよい場合があるのは、単価の安いものが多いこと、啓蒙的内容のものが多いこと、使用頻度が高く破損しやすいこと、などが理由である。

図書が消耗品であるとすれば、その廃棄基準を明確に定めることもできるが、消耗品扱いできない資料や将来史料としての価値が生じるであろう図書の判定基準をどうするか、問題は尽きない。

本は文化財だとする理念が図書館を支えている以上、利用に供されなくなった図書の扱いは慎重でなければならないが、図書は消耗品である扱いをせざるを得ない部分があるのも事実である。

進学関係資料の置き場所の整理と年度ごとの大幅な廃棄、目録箱の使用しやすい位置への移動など、図書館内のスペースの問題が、図書館の本質と深く結び付いているのを実感したことがあったが、利用に供されなくなった図書は、現在も増え続けており、その保管場所をどうするかで悩んでいる。(注2)

## 6 生徒会図書委員の任務

本校図書館見直しの第2点は、「物品管理法」上の措置をとってはいるものの、本音の部分ズバリ表現すると、国費図書とPTA後援会費図書の混在から生ずる問題である。

参考1 図書の整理過程の中の登録業務が、国費図書の場合は名古屋大学中央図書館で行われる仕組みになっている。PTA後援会費図書の場合は、整理過程のすべてを本校で行っているという違いがある。

本校の図書費は、

昭和48年度……………計 90万円

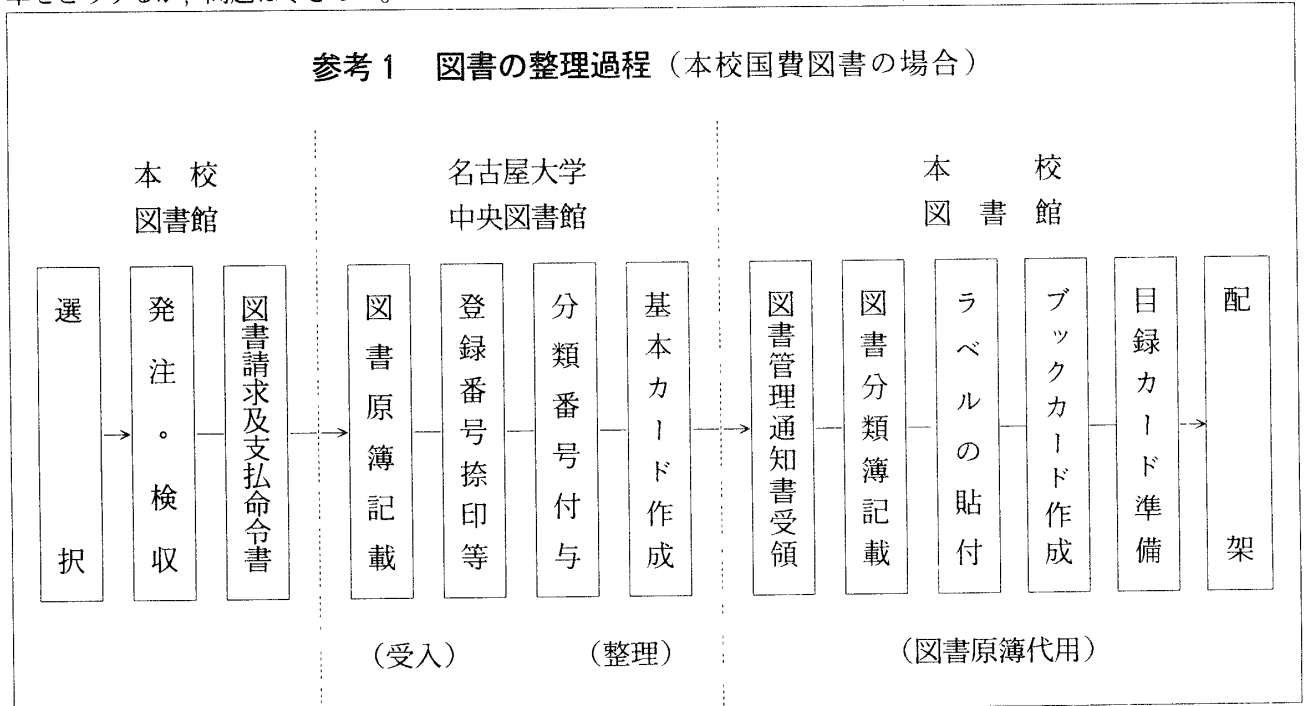
国費 30万円 PTA後援会費 60万円

昭和58年度……………計 190万円

国費 80万円 PTA後援会費 110万円

と、公費支弁の割合を高める方向で努力しているが、それに伴い、中央館登録で分室に相当する本校図書館配置の図書が多くなってきた。

昭和56年9月に、名古屋大学中央図書館が新築開館



された。この新館ではコンピューターが導入されて、業務に活用され始めた。中央館へ送り出す本校の国費図書も、コンピューター登録されるので、今まで以上に国費図書の会計検査に対する、図書保管という面での心配りが必要となった。(注3)

ところで、研究資料中心の大学図書館と違って、学校図書館の場合、その運営の相当な部分を、生徒会の図書委員の手に委ねている。図書委員会の活動次第で、学校図書館は生きるものなので、私達はその指導に力を注ぐわけだが、時には、私達の思惑を超えて生徒達がすばらしい力を発揮してくれる。そんな時に、教師であることの冥利を味わうのである。

貸出し、返却、館内整理、広報等ほぼすべての業務にわたって生徒達の自主的活動を展開する場所であるから、私達は図書的一定限度数の破損や紛失を見越して、図書委員会活動を助長するよう配慮している。

P T A後援会費図書は、その整理過程がすべて本校で行われるので、図書部(教官3名、司書1名、非常勤の職員1名)において、消耗品扱いすることも可能なわけで、そういう運営方針審議のための図書館運営委員会(校長、図書部教官、各科代表教官)の議を経た上で、生徒の図書委員会活動に適した図書としての扱いができるのである。

ともかく、二種類の図書が存在することは、二種類の仕事があることを意味している。従来は国費図書は研究図書だけであったが、今は生徒用一般図書にも入り始めた状況が、生徒の自主的利用活動にどう影響を及ぼすのか見極めねばならないと思っている。

また、図書委員の生徒の任務を複雑にし、責任を重くする方向は排除していく必要があるとは思っては、図書委員の任務自体が教育的性格を持っているからである。

なお、本校図書館は小規模校の上に、中学・高校にまたがっているところに特徴があり、「学校図書館数

量基準」(昭和52年)に照らして、二校に分けて当てはめると、基準を満たさないところがでてくるが、一校であると考えれば、数量的には余裕のある状態を示している。(注4)

## 7 利用に供することの検討

本校図書館見直しの第3点は、図書を生徒の利用に供するという事そのことの問題である。

利用に供するためには、利用者に利用したいという気持ちがあることが前提となる。図書を利用したいという気持ちの全くない図書館利用無縁児には、まず利用したいという気持ちを起させる必要がある。

本校において、利用無縁児が増加している理由は、一つには活字離れの一般的傾向に沿ったものであるが、もう一つには、抽選制による本校入試の在り方が、地域においてそのように評価された結果によっている。

正直に言って、図書利用無縁児の指導は新しい体験であり戸惑っているが、公共図書館の方策を応用してみるのはいかがでしょうかと考えている。昭和45年刊「市民の図書館」において、最重点目標としていた、

- (1) 市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと。
- (2) 児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること。
- (3) あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近に置くために、全域へサービス網をはりめぐらすこと。

の精神を生かして、学校図書館運営を試みるのも一案ではなかろうか。

昭和55年度に、試みとして漫画「はだしのゲン」を購入したところ、中学生を中心にして館内閲覧の人気を集めて半年ほどでボロボロになってしまったことがあった。その時の、学校図書館の資料として漫画はどうかという意見は妥当であり、利用指導の本筋は教育課程の展開と関連付けるべきだとするならば、なお読

書無縁児の指導の在り方は暗い状態にある。

読書不振児の指導について、私達は、いくらかの経験を積み重ねている。この場合は、不振の原因を克服させる個人指導を徹底するのが有効であるが、読書無縁児の場合は、利用に供する図書の変更が求められているように思われる。

例えば、本校の読書

### 参考2 利用コーナー

#### ① ラベルについて

本校図書館では、図書ラベルの色で大まかに本を区別してあります。

青ラベル——一般図書  
 黄ラベル——中学生向図書  
 緑ラベル——新書本  
 桃色ラベル——文庫本  
 薄緑ラベル——国費図書

分類番号
受入番号
巻冊番号

#### ② 目録について

次の図書目録が備えてあります。

分類目録 書名目録 著者目録

教官閲覧室や各科研究室・準備室に置いてある図書は別扱いにしてあります。

#### ③ 図書委員の仕事

図書委員は図書委員会活動を明るく推進し、次の仕事を通して積極的な奉仕活動をします。

図書当番……図書の貸出・返却・整理・日誌記録等  
 諸係……図書館関係の行事係・広報係・美化係等  
 諸担当……図書整理等臨時的な仕事分担

#### ④ マナーとルール

本校図書館は開架式ですから、責任をもってたいせつに本を扱う義務が生じます。

「図書館利用心得」は、個人個人が当然身に付けて実行しなければならない図書館利用のマナーです。「図書館規定」は、生徒全員が有効に利用するためのルールです。

案内50選に示されているような従来からの読書の水準への、導入指導に役立つことをねらいとした低い基準を設定して、選択した図書を多数準備することである。

そして、読書習慣を付けさせる目的で、図書以外の資料を収集し、活用する工夫が求められるであろう。

その一方で、図書選択全般の基準についても、今日的な要請がすぐに反映されるように見直すならば、本校図書館としての望ましい姿を追究できるのではないかと思われる。

次いで、利用指導について見直すことも必要であり、昭和57年度本校「図書館案内」から、三つ折の一面を利用すること面、もう一面を説明・記録面に仕分けし、生徒の急激な図書館離れの傾向に、すでに対処し始めている部分がある。学校図書館では、利用指導までを「図書の管理」とするのが、実態に合致するようである。

**参考2 利用コーナー**は、この年度からの目新しい内容なので、本稿に引用しておく。

利用活動を測る最良の物指しは、図書の貸出し統計である。本校の夏休み貸出しは、1人5冊以内となっているが、その貸出し数の大まかな推移は、

60年度	中学	71冊	高校	56冊
56年度	中学	208冊	高校	109冊
49年度	中学	237冊	高校	160冊

となっており、利用に関する諸問題を見直しする時期にあることを裏付けている。中では、図書選択の問題が最大の課題である。

## 8 図書分類法の骨子

「司書・学芸員になるには」金子量重編著（昭和52年）の中に、図書の内容が情報であるとの考え方に立って、

これまでの、図書をものとして保管し、利用者を持つという姿勢から、情報を主とした利用者本位のあり方に方向転換を迫られている。のが、図書館のあり方や司書の使命のこれからの方向であると書かれている。

アメリカの学校図書館が、メディア・センターへの道を指向しているのは、情報伝達の過程を重視しているからである。

また、レファレンス・参考業務が日本の図書館活動に不可欠な奉仕業務となっており、情報化社会における図書館の位置付けを明確にしている。

講座「現代学校図書館」（全8巻、昭和48年、岩崎書店）私の恩師井沢純先生等編集において、学校図書館の各種資料を類別すると、そこには情報提供のための資料センター構想が浮んでいると書かれている。

しかるに、情報の組織化された分類法は未開発であ

る。

従って、図書分類と言う場合、いわゆる普通の本の形態のものを、一定の基準に従って、その図書の主題や形式によって類別することにより蔵書に体系を与えることを指している。

「日本十進分類法」略称「NDC」の分類記号表を基準として分類するのであるが、専門的知識と的確な判断が必要となる。

「NDC」分類表は、類目表、綱目表、要目表、細目表、補助分類表から成り立っている。また、日本の標準分類表として定着するまでの、分類表のたどった歴史や現在も改訂され出版されている状況を知っておくのも大切なことである。

逆説的に言うと、「NDC」分類記号である数字を、的確に効率的に付与するように図書を扱う技能を身に付けるのが、図書分類法の要点である。

この分類法の弱点は、情報検索と直接のつながりがないことである。図書内容の体系化というよりは、分類表に一冊ずつの図書をそれぞれ従属させておく性質のものである。

「基本件名標目表」（BSH）を使用して図書分類する方法が、「NDC」による分類を補う実務的なものであるが、この方法はあまり普及していない。

件名を表記することばの標準化の問題、作成作業にかかる労力の問題、それに、件名として扱われた情報の価値の極端な変動の問題、等がその原因となっている。図書を情報として扱うことの限界がある。

## 9 常備されている目録

前述した図書分類法は、手作業によって基本カードに1冊ごと記入することを前提としている。「日本目録規則1965年版」や「日本目録規則新版予備版」（NCR）に従って書誌を記入している。

カード式目録は、加除が簡単であること、複製して使用できること、一覧性に欠け持ち運びができないこと、等が特色である。

標目により、次のような目録がある。

### (1) 分類目録

分類表の分類記号（番号）の順に、配列した目録である。カードの配列を書架配列と同様にすれば、書架目録となる。

閲覧者用としては、利用者が分類表を理解していなければ使えないが、事務用としては図書の戸籍簿にあたるものである。

### (2) 件名目録

図書の主題を表すことばで、その主題に関する図書を検索するための目録である。件名を五十音順に配列するのが普通である。

利用者の側に立った目録であるが、図書分類法のところで述べたような理由から、実施が少ない。

### (3) 書名目録

図書の書名を標目として記入したカードを、五十音順等に配列した目録である。

### (4) 著者目録

著者を標目として記入したカードを、五十音順等に配列した目録である。

書名目録と同様、索引的な利用法ができるよう備えられるものである。

件名目録、書名目録、著者目録を合体して、辞書体目録とすることがある。

なお、請求記号についてであるが、本校では、2段目を受入順番号にしている。

目録には、冊子式のもの、機械可読式(MARC)のもの等もある。目録は、実物の実態を手軽に識別するためのものである。(注5)

## 10 配架と貸出しとについて

書架等を一場所に集中して置くか、いくつかの場所に分散して置くかの問題がある。図書館内の配置についても、図書以外の資料を含めて、最適な状態はどれかの問題がある。保管位置とは別に、管理機能は一元集中方式がよい。同時に、管理組織・体制・責任の整備・確立も必要である。予算措置も考えねばならないし、管理期限の問題もある。

図書の配架であるが、可動式配列法と固定式配列法とがある。また、分類順配列法と音順配列法等とがあり、本校図書館では、全体は可動式分類順であるが、分類記号が同一なところは受入順「待ち順」固定式を採用している。

生徒用図書については、開架式を行っているので、図書目録の利用度は高くない。閉架式は、図書の保存中心の方式である。貴重本と古本とのみを閉架にする場合もある。書庫内の温度は、20°C~27°C。湿度は、50%~60%に保つことが望ましく、防火、防虫害の注意が必要である。

一本の書架については、左上から横、下段へ移り、右下へ並列していくが、「割り込み」可動式も可能なようにし、ブックエンド使用、見やすく前面に出し揃えることになっている。

館内利用の場合は、ルールに従い、マナー正しくさせる公共心の指導が大切である。利用のための手続きは不用に近いことが望ましい。学校図書館は、学校生活を反映するバロメーターの場所である。(注6)

館外貸出しの場合は、利用制限の少ないのがよいが、個人が一人占めするのはよくない。自由と規律の精神を生かすことである。貸出し手続きは、簡素化して利

用者本位にするのがよい。貸出し記録の価値は高いが、統計のための貸出し手続きでないようにしたい。

しかし、図書の所在を明確にすること、図書の利用状態を把握しておくこと、は図書管理上欠くことができないので、本校図書館では、個人カードとブックカードと生徒会図書委員会「日誌」とで記録することになっている。

個人カードは読書指導面で役立ち、ブックカードは図書管理面で有効に利用できる。これを、2票式貸出し方式と言い、「日誌」には統計と感想とを記入している。なお、2票式貸出し方式には、ブックカードだけ2枚使用するのがある。

公共図書館では、ブラウン方式の採用が多いそうである。個人に関する記録が残らず、プライバシーを保護する方式である。記録が残るところに教育的意義を見出す学校図書館と相違する点である。

スリップ式、コンピューター方式等もある。

## 11 まとめとして

「図書の管理」の実務的内容は、分類法・目録法・配架方式・貸出し方式の4項目にまとめることができる。この4項目を取り巻く、広義の「図書の管理」は図書館全体の問題と関連したものである。「図書の管理」は、方法論としては整理法・資料組織法である。

「図書の管理」は、図書館に関する仕事の中の、いわばソフトウェアに属する機能である。

組織化された手順に従うものの、手作業として人間的な能力が要求される部分がある。

しかも、地味で目立たず、単純作業の繰り返しである。そして、奉仕的性格である。

そうした実務内容の解説に終るのではなく、そうした業務の中で、いかに働きがい、生きがいを見出しているかという実践例にもしてみたいと思い、筆を進めたつもりである。

一般には、

(1) 業務を果す満足感

(2) 整備された図書館にしていく充実感

(3) 貸出し等を通じて地域文化に貢献する使命感などが、働きがいにつながっているようであるが、学校図書館の場合、

(4) 生徒の内的育成を助長する役割も加わるようである。

そういうものを、「図書の管理」の心構えと言い換えてよいと思う。

この小論を書き終えて、初めて、私と学校図書館との関わりの、これからの課題である第三段階が明らかになってきた。

第一段階は国語教師として、第二段階は図書館担当

## 「図書の管理」について

教官として、そして第三段階は、自由人としての立場からの関わり方があるように思われる。

学校図書館において、図書を選択し、廃棄するに際して、学校図書館の目的に照らして取捨することが行われるときの、理論や基準を、実践を通して確立させることが、これからの私の務めだと思うのである。

生徒の心や生活を、より向上させるための学校図書館で「図書の管理」をする際にも、「図書館の自由に関する宣言」日本図書館協会（昭和29年）の精神は、常に新たにしていける必要がある。

「図書の管理」は、図書内容の管理、即、図書の検閲ではないことを、念のための書き添えておく。

### 参考 3 図書館概念表

選択	分類・目録	会計・施設・設備 勤務・人事	法規
廃棄	配架・貸出し	業務・行事	
利用者（指導・サービス・PR）			

（注1）図書館活動は、「管理」「運用」と対句的に表現される概念用語を使用する事が多い。

（注2）図書も、「物品管理法」の手続きで扱われるものである。供用官「図書請求及び支払命令書」。物品管理官「発注・納品・検収」「支払負担行為」。備品登録・捺印「受入」。「供用」「管理通知書」「会計法」上の管理。「供用換」「返納」。以上が概略である。

（注3）名古屋大学中央図書館は、学術研究専門図書

館と学生教育（特に教養部）図書館の性格が強い。

（注4）図書の寄贈受入れの手続き、寄託手続き等がある。また、「保存図書館」構想は、図書の利用価値は永久に不滅であるとの理念に立脚している。なお、図書を消耗品扱いとするかどうかの判定基準の問題もある。法的管理権限の所在はどこかという問題もある。（筆者としては、PTA費は私費であると断定できないと思う。）

（注5）分類番号と請求（書架）番号とは区別されるものであるが、実務上から、名古屋大学では分類目録は廃し、書架目録であることが合意されている。

（注6）館内における閲覧や参考が本筋である。大学図書館では、利用よりも運用ということが多い。

### 付記

この小論の草稿は、名古屋大学附属図書館医学部分館図書館専門員 田中英夫氏に目を通していただいた。その上で、助言を生かして定稿とした。

助言の要所を、（注1）～（注6）として特記することにした。

田中英夫氏に、心からお礼を申し上げたい。

なお、「図書の管理」について講述する機会を与えてくださった、名古屋大学教育学部長 村上英治先生には、お礼のことばもないぐらい感謝している。